

おすすが送る

豊明損保通信

こんにちは。



期間限定のチョコレートスイーツ
に胸を躍らせるおすすです。

2月といえばバレンタインデー

2月はバレンタインデーがあるので
チョコレートをたくさん食べがちです。しかし、
食べ過ぎるとどうしても顔にできものが出来てしま
うのが難点です…肌荒れは大敵なので、
普段はなかなか手が出せません。しかしバレンタ
インデーだけは、どうしてもたくさん食べたいのです。
今年も肌荒れ覚悟で食べます…
バレンタインを理由にチョコを食べ過ぎて栄養
バランスを崩さないよう気を付けてくださいね。
私も気を付けます。



みなさんは2月が旬の食べ物といえば
何を思い浮かべますか？私は小松菜です。
私の弟が、小松菜やほうれん草などの
葉野菜がとても好きで、普段から葉野菜を使った
おかずを弟の為によく作っています。そんな弟が
2月頃になると、旬で小松菜が美味くなるから
たくさん食べたい！と言うのです。本当に味の變化
が分かるのか…？と疑いながら作っています。
みなさんも旬の食べ物を食べて、
栄養を美味しくとって健康に
過ごしましょうね。



おすすの

へえそうなんだ！

法改正により自転車の罰則が強化！



2024年11月1日から道路交通法が改正されて
自転車のルールが追加されたのはご存じでしたか？
自転車によく乗る私ですが、恥ずかしながら年が
明けてから知りました…そんな私のそうなんだ！
を共有させていただきます。

11月から施行された交通法のうち、2つを
メインにお伝えしたいと思います。



自転車の酒気帯び運転に対する罰則の新設

酒気を帯びた状態で自転車を運転する行為などが新
たに刑事罰の対象となりました。酒気帯び運転をし
た際は「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」
に処されます。

また、この法は酒類を提供・すすめた人や酒気帯び
運転の自転車に同乗した人も「2年以下の懲役また
は30万円の罰金」に処されます。



自転車運転中のながらスマホの禁止・罰則化

自転車の運転中にいわゆるながらスマホをすること
が禁止され、罰則の対象となりました。運転中になが
らスマホをした際は「6ヶ月以下の懲役または10
万円以下の罰金」に処されます。

ちなみに、イヤホンをつけて運転する行為も5万円
以下の罰金となるそうです。片耳でも罰金の対象に
なりますので絶対にやめましょうね。

自転車運転に関するルールが強化された背景は、
自転車による交通事故が増加しているからだそう
です。私も、スマホを操作しながら運転してい
る人が、車とぶつかりそうになっている所を何度か
見て、ヒヤッとしました。法改正を経て、
自転車事故が減るといいですね。

